

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

川口市告示第 413 号

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成7年川口市条例第14号)第7条第1項の規定により、令和7年度の一般廃棄物の減量及び処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

令和7年5月27日

川口市長 奥ノ木 信夫

目 次

1	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	P 2
2	一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	P 13
3	分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分	P 14
4	市長が特に再生利用を図る必要があると認める物の指定	P 14
5	市長の再生利用の促進のための施策に関する事項	P 14
6	事業者の再生利用の促進のための取組みに関する事項	P 15
7	市民の再生利用の促進のための取組みに関する事項	P 15
8	一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	P 16
9	一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	P 17
10	特定家庭用機器廃棄物に関する事項	P 17
11	その他一般廃棄物の減量及び処理に関し必要な事項	P 17

目 的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）」及び「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、単年度ごとの一般廃棄物処理事業の計画を定めるものである。

計画期間

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日

計画区域

川口市全域

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

（1）ご み

（トン/年）

種 類	発 生 量	中間処理※	最終処分
集団資源回収	9,090	—	—
事業者が独自に再資源化する食品廃棄物	1,370	—	—
市の処理施設で処理が困難な一般廃棄物	6	—	—
市の再生利用業の指定により処理する一般廃棄物	500	—	—
上記以外の一般廃棄物	160,284	160,685	9,205
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	401		
合 計	171,651	160,685	9,205

※中間処理は外部委託処理（焼却ごみ）73,050トンを含む

（2）し り 尿

（kl/年、最終処分はトン/年）

種 類	発 生 量	中間処理	最終処分
し尿	2,670	2,670	—
浄化槽汚泥	31,506	31,506	—
合 計	34,176	34,176	—

（3）小動物死体

（体/年）

種 類	発 生 量	中間処理 ※該当なし	最終処分
犬・猫等	2,500	—	2,500

(4) 収集運搬計画

ア ご み

(ア) 家庭系廃棄物

種類	収集運搬主体	収集日数 (日)	収集区域	収集頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)
一般ごみ	直 営 ・ 委 託 ※	207	市内全域	2 回 / 週	透明袋又は 白色半透明袋	ステーション方式	戸塚環境センター	90,768
							朝日環境センター	
	自 己	242	市内全域	随 時	透明袋又は 白色半透明袋	自己搬入方式	戸塚環境センター	
							朝日環境センター	
	許 可	－	市内全域	随 時	透明袋又は 白色半透明袋	戸別収集方式	戸塚環境センター	
							朝日環境センター	

※直営・委託には外部委託処理(焼却ごみ)73,050トンを含む

種類	収集運搬主体	収集日数 (日)	収集区域	収集頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)
粗大ごみ	委 託	242	市内全域	随 時	単 体	戸別収集方式 (申込制)	戸塚環境センター	6,021
	自 己	242	市内全域	随 時	単 体	自己搬入方式	戸塚環境センター 鳩ヶ谷衛生センター	
	直 営	244	市内全域 (不法投棄分)	随 時	単 体	その他	戸塚環境センター	
	許 可	－	市内全域	随 時	単 体	戸別収集方式	戸塚環境センター	

種類	分別区分	収集 集主 運体	収集日数 (日)	収集区域	収集頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)	
資源物	びん	直委 営託	238	市内全域	2 回 / 月	透明袋	ステーション方式	リサイクルプラザ	3,912	
		自己	242	市内全域	随 時	透明袋	自己搬入方式	リサイクルプラザ		
		許可	-	市内全域	随 時	透明袋	戸別収集方式	リサイクルプラザ		
	飲料かん	直委 営託	238	市内全域	2 回 / 月	透明袋	ステーション方式	リサイクルプラザ	1,623	
		自己	242	市内全域	随 時	透明袋	自己搬入方式	リサイクルプラザ		
		許可	-	市内全域	随 時	透明袋	戸別収集方式	リサイクルプラザ		
	金属類	委 託	238	市内全域	2 回 / 月	透明袋	ステーション方式	リサイクルプラザ	1,653	
		自己	242	市内全域	随 時	透明袋	自己搬入方式	リサイクルプラザ		
		許可	-	市内全域	随 時	透明袋	戸別収集方式	リサイクルプラザ		
	ペットボトル	直委 営託	238	市内全域	2 回 / 月	透明袋	ステーション方式	リサイクルプラザ	2,524	
		自己	242	市内全域	随 時	透明袋	自己搬入方式	リサイクルプラザ		
		許可	-	市内全域	随 時	透明袋	戸別収集方式	リサイクルプラザ		
	繊維類	直委 営託	238	市内全域	2 回 / 月	透明袋	ステーション方式	リサイクルプラザ	2,190	
		自己	242	市内全域	随 時	透明袋	自己搬入方式	リサイクルプラザ		
		許可	-	市内全域	随 時	透明袋	戸別収集方式	リサイクルプラザ		
	紙類	新聞紙 雑誌・雑紙 段ボール 紙パック 紙製容器包装	委 託	238	市内全域	2回/月	品目ごとに ひも結束	ステーション方式	リサイクルプラザ	6,102
			自 己	242	市内全域	随時	品目ごとに ひも結束	自己搬入方式	リサイクルプラザ	
			許 可	-	市内全域	随 時	品目ごとに ひも結束	戸別収集方式	リサイクルプラザ	
			直委 営託	51	市内全域	1 回 / 週	透明袋	ステーション方式	リサイクルプラザ	
		自己	242	市内全域	随 時	透明袋	自己搬入方式	リサイクルプラザ		
		許可	-	市内全域	随 時	透明袋	戸別収集方式	リサイクルプラザ		
		小 計								

種類	収集運搬主体	収集日数 (日)	収集区域	収集頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)
有害 し み	直 営 ・ 委 託	207	市内全域	2 回 / 週	透明袋	ステーション方式	戸塚環境センター	7
							朝日環境センター	
	許 可	-	市内全域	随 時	透明袋	戸別収集方式	戸塚環境センター	
							朝日環境センター	

種類	分別区分	収集主体	収集日数 (日)	収集区域	収集 頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)
乾 電 池	乾 電 池	委 託	※各拠点の開 館日による	市内全域	随 時	専用 ボックス	拠点方式	朝日環境センター	100

家 庭 系 廃 棄 物 合 計								搬入量 (トン)
								119,144

(イ) 事業系廃棄物

種類	収集運搬主体	収集日数 (日)	収集区域	収集 頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)
一般 し み	許	可	311	市内全域	随 時	黄色半透明袋	戸別収集方式	41,059
	自	己	242	市内全域	随 時	黄色半透明袋	自己搬入方式	
							戸塚環境センター	
							朝日環境センター	

種 類	分別区分	収集運搬 主体	収集日数 (日)	収集区域	収集 頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)
併 せ 産 廃	木	自 己	242	市内全域	随 時	黄色半透明袋又はひも結束	自己搬入方式	戸塚環境センター	325
	く					朝日環境センター			
	織					黄色半透明袋		戸塚環境センター	76
	維					朝日環境センター			
	と蓄場でとさつ又は解体された獣蓄の固形状の不要物					黄色半透明袋		戸塚環境センター	－
	金					黄色半透明袋		朝日環境センター	－
	属					黄色半透明袋		リサイクルプラザ	－
	く					黄色半透明袋		リサイクルプラザ	－
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	黄色半透明袋	リサイクルプラザ	－					
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	黄色半透明袋	リサイクルプラザ	－					
小 計									401

※併せ産廃「分別区分」における詳細

- ・木くず(建設業に係るもののうち、工作物の新築、改装又は除去に従って生じたものを除く。)
- ・繊維くず
- ・と蓄場でとさつ又は解体された獣畜の固形状の不要物(と蓄場法施行規則別表第1に掲げるものに限る。)
- ・金属くず(実施機関が主催する行事をおこなった者、清掃活動をおこなった者及びその他市長が特別な理由があると認める者から生じた再生利用が可能な飲料かんに限る。)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(実施機関が主催する行事をおこなった者、清掃活動をおこなった者及びその他市長が特別な理由があると認める者から生じた再生利用が可能なびんに限る。)
- ・廃プラスチック類(実施機関が主催する行事をおこなった者、清掃活動をおこなった者及びその他市長が特別な理由があると認める者から生じた再生利用が可能なペットボトルに限る。)

種 類	収集運搬主体	収集日数 (日)	収集区域	収集 頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)
粗大ごみ	許可	256	市内全域	随 時	単 体	戸別収集方式	戸塚環境センター	60
	自己	242	市内全域	随 時	単 体	自己搬入方式	戸塚環境センター 鳩ヶ谷衛生センター	

種 類	分別区分		収集運搬 主体	収集日数 (日)	収集区域	収集 頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)
資 源 物	び	ん	許 可	256	市内全域	随 時	黄色半透明袋	戸別収集方式	リサイクルプラザ	4
			自 己	242				自己搬入方式	リサイクルプラザ	
	飲 料 か ん	許 可	256	戸別収集方式				リサイクルプラザ	5	
		自 己	242	自己搬入方式				リサイクルプラザ		
	金 属 類	許 可	256	戸別収集方式				リサイクルプラザ	0	
		自 己	242	自己搬入方式				リサイクルプラザ		
	ペ ッ ト ボ ト ル	許 可	256	戸別収集方式				リサイクルプラザ	3	
		自 己	242	自己搬入方式				リサイクルプラザ		
	織 維 類	許 可	256	戸別収集方式				リサイクルプラザ	1	
		自 己	242	自己搬入方式				リサイクルプラザ		
	紙 類	新聞紙	許 可	256			品目ごとに ひも結束	戸別収集方式	リサイクルプラザ	7
		雑誌・雑紙								
		段ボール					自 己	242	品目ごとに ひも結束	
		紙パック								
	プラスチック製容器包装	許 可	256	黄色半透明袋			戸別収集方式	リサイクルプラザ	1	
		自 己	242				自己搬入方式	リサイクルプラザ		
小 計										21

※ 上記のうち、びん、飲料かん、金属類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、従業員が飲食した際に発生したものに限る。

※ 事業系廃棄物運搬先については、上記運搬先の他、法第6条第3項に基づく協議をおこなった処理施設への搬入も行うものとする。

事業系廃棄物合計								搬入量 (トン)
								41,541

(ウ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく食品廃棄物等

種類	収集主体	収集区域	運搬先	搬入量 (トン)
食 品 廃 棄 物	(株)十河サービス	西友東川口店 西友川口赤山店 西友鳩ヶ谷店 西友川口本町店 西友川口芝店 イトーカ堂アリオ川口店 イトーカ堂アリオ川口店(モール) ララガーデン川口店 ヨークマートフードセントラルララガーデン川口店 ヨークマート芝前川店 ヨークマート柳崎店	(株)生ごみリサイクルセンター(栃木県下都賀郡壬生町)	475
	エスシーエス(株)	サミット川口エルザタワー店 サミット川口青木店 サミット川口赤井店 サミット鳩ヶ谷店 フードスクエア川口前川店 丸亀製麺川口上青木店 丸亀製麺川口新井宿店 丸亀製麺川口店 幸楽苑川口上青木店 幸楽苑鳩ヶ谷里店 木曽路南鳩ヶ谷店 フードガーデン戸塚安行駅店 ミニコープ戸塚東店 ミニコープ天神橋店 まいばすけっと中青木5丁目店 まいばすけっと西川口駅南店 まいばすけっと西川口駅東店 まいばすけっと西川口駅西口店 まいばすけっと川口栄町3丁目店 まいばすけっと蕨駅東店 まいばすけっと川口本町1丁目店 まいばすけっと西川口陸橋通り店 まいばすけっと川口並木店	ニューエナジーふじみ野(株)(ふじみ野市)	224
	エスシーエス(株)	サミット川口エルザタワー店 サミット川口青木店 サミット川口赤井店 サミット鳩ヶ谷店 フードスクエア川口前川店 丸亀製麺川口上青木店 丸亀製麺川口新井宿店 丸亀製麺川口店 幸楽苑川口上青木店 幸楽苑鳩ヶ谷里店 木曽路南鳩ヶ谷店 フードガーデン戸塚安行駅店 ミニコープ戸塚東店 ミニコープ天神橋店 まいばすけっと中青木5丁目店 まいばすけっと西川口駅南店 まいばすけっと西川口駅東店 まいばすけっと西川口駅西口店 まいばすけっと川口栄町3丁目店 まいばすけっと蕨駅東店 まいばすけっと川口本町1丁目店 まいばすけっと西川口陸橋通り店 まいばすけっと川口並木店	(株)百姓倶楽部(茨城県下妻市)	224
	(株)神原興産	イオンスタイル新井宿駅前 イオンモール川口 イオンスタイル川口	(株)アルフォ城南島飼料化センター(東京都大田区) (株)アルフォ城南島第2飼料化センター(東京都大田区)	300
	太誠産業(株)	ローソン川口戸塚駅前店 ローソンLTF川口朝日四丁目店 ローソンLTF川口ニ丁目店 ローソンLTF川口飯塚三丁目店 ローソンLTF川口北原台二丁目店 ローソン川口リリア南店 ローソンLTF東川口ニ丁目店	バイオエナジー(株)城南島食品リサイクル施設(東京都大田区)	11
	(株)高橋産商	スーパーバリュー川口伊刈店 スーパーバリュー川口前川店 マルエツ川口樹モールプラザ店 マルエツ川口キューボラ店 マルエツ安行北谷店 マルエツ安行慈林店	ニューエナジーふじみ野(株)(ふじみ野市)	124
	(株)エムエステーカンパニー	カフェ・ペローチェ川口店 カフェ・ペローチェ川口栄町三丁目店	ニューエナジーふじみ野(株)(ふじみ野市)	12
合 計				1,370

イ し 尿

種 類	収集運搬主体	収集日数 (日)	収集区域	収集頻度	排出方法	収集方法	運搬先	搬入量 (トン)
し 尿	委 託	244	鳩ヶ谷地区	2回/月	—	戸別収集方式	鳩ヶ谷衛生センター	323
	許 可	293	市内全域 (委託地区除)	2回/月	—	戸別収集方式	鳩ヶ谷衛生センター	1,943
	小 計							2,266
浄 化 槽 汚 泥	許 可	295	市内全域	随 時	—	戸別収集方式	鳩ヶ谷衛生センター	31,421
合 計								33,687

ウ 小動物死体

種 類	収集主体	収集日数 (日)	収集区域	収集頻度	排出方法	収集方法	運 搬 先	搬入量 (体)
犬・ 猫 等	委 託	242	市内全域	随 時	単 体	戸別収集方式	朝日環境センター	2,500
	自 己	242	市内全域	随 時	単 体	自己搬入方式	戸塚環境センター	
							朝日環境センター	

(5) 中間処理計画

ア ごみ

種 類	選別・資源化処理			破碎処理		焼却処理		委託処理		
	処理主体	処理方法	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理方法	処理量 (トン)
一 般 ご み						直営	59,178	外部	焼却	73,050

※上記の一般ごみには、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。

種 類	選別・資源化処理			破碎処理		焼却処理		委託処理		
	処理主体	処理方法	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理方法	処理量 (トン)
粗 大 ご み	直営	選別	362	直営	4,566	直営	4,783	委託	無害化 処理等	123

種 類	分 別 区 分	選別・資源化処理			破碎処理		焼却処理		委託処理		
		処理主体	処理方法	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理方法	処理量 (トン)
資 源 物	び ん	直営	選別	3,916			直営	100			
	飲 料 か ん	直営	選別・圧縮	1,628			直営	291			
	金 属 類	直営	選別・保管	1,653	直営	35	直営	172			
	ベ ッ ト ボ ト ル	直営	選別・圧縮	2,527			直営	373			
	織 維 類	直営	選別・保管	2,191			直営	548			
	新 聞 紙	直営	圧縮・保管	6,112			直営	149			
	雑 誌 ・ 雑 紙	直営	圧縮・保管								
	段 ボ ー ル	直営	選別・保管								
	紙 パ ッ ク	直営	圧縮・保管								
	紙 製 容 器 包 装	直営	選別・圧縮								
	プラスチック製容 器包装	直営	選別・圧縮	4,245			直営	720			
	小 計			22,272		35		2,353			

種 類	選別・資源化処理			破碎処理		焼却処理		委託処理		
	処理主体	処理方法	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理方法	処理量 (トン)
有害ごみ(乾電池除く)								委託	無害化 処理等	7

種 類	選別・資源化処理			破碎処理		焼却処理		委託処理		
	処理主体	処理方法	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理方法	処理量 (トン)
乾 電 池								委託	無害化 処理等	100

合 計	選別・資源化処理			破碎処理		焼却処理		委託処理		
	処理主体	処理方法	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理量 (トン)	処理主体	処理方法	処理量 (トン)
			22,634		4,601		66,314			73,280

イ し 尿

種 類	処理主体	処理方法	処理量(kl)
し尿	直営	前脱水+標準脱窒素 処理+高度処理方式	2,266
浄化槽汚泥	直営		31,421
小 計			33,687

ウ 脱水汚泥・脱水し渣

種 類	処理主体	処理方法	処理量(t)
脱水汚泥	委託	脱水(肥料原料) 焼却・溶融 発酵(堆肥化)	700
脱水し渣	直営	焼却・溶融	45
小 計			745

エ 小動物死体

種 類	処理主体	処理量(体)
犬・猫等	委託	2,500

(6) 最終処分計画

こ み

自区内に処分場を保有していないため、焼却残渣物は委託処理を行う。
溶融スラグ等は、資源として積極的に有効利用する。

埋立処分(t)

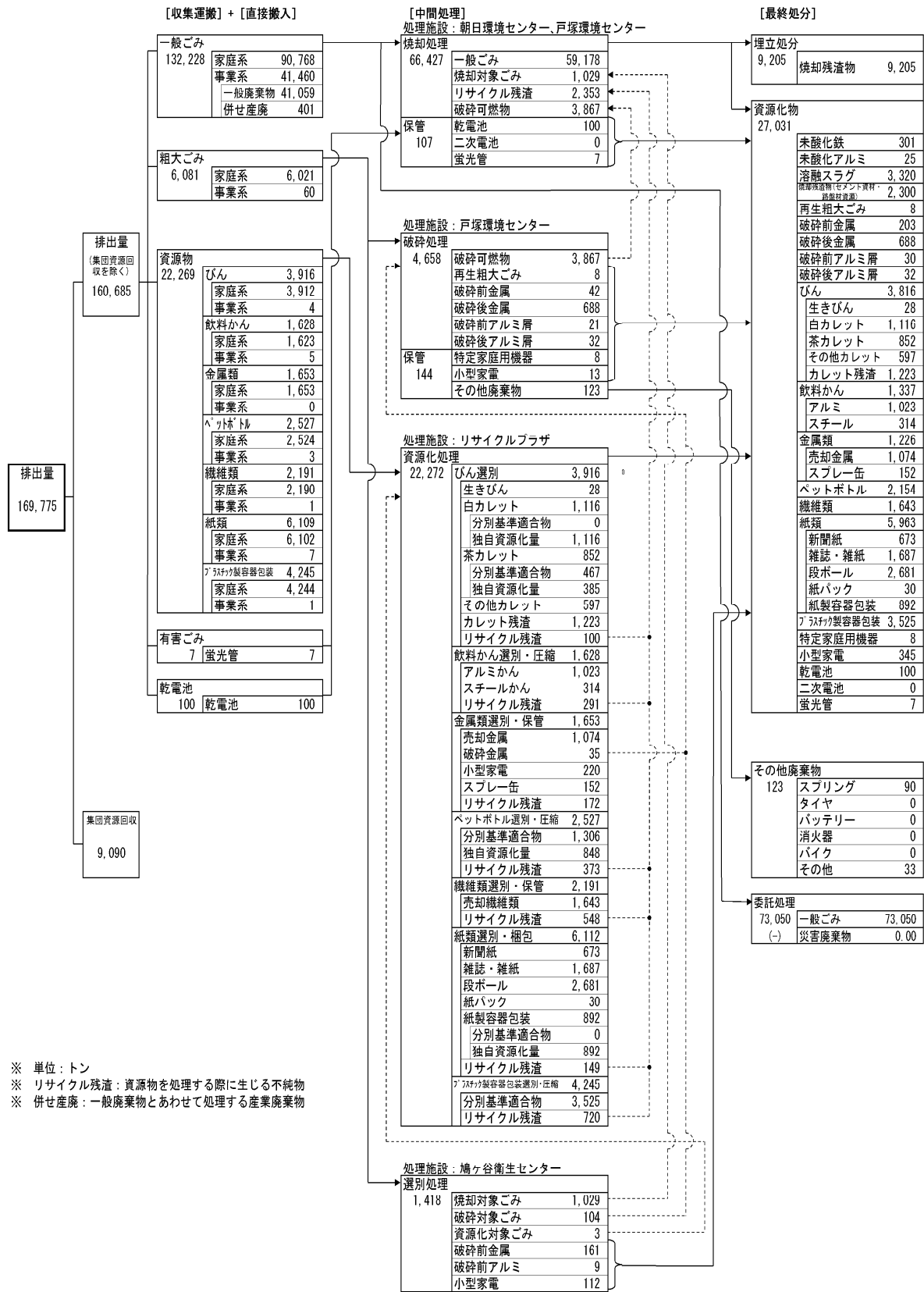
焼却残渣物 (戸塚)	焼却残渣物 (朝日)
7,000	2,205

焼却残渣資源化(t)

溶融スラグ (朝日)	未酸化鉄 (朝日)	未酸化アルミ (朝日)	焼却灰セメント資源化 (戸塚)	焼却飛灰再生路盤材 (戸塚)
3,320	301	25	450	500

焼却灰再生砕石化 (戸塚)	木質系廃棄物	焼却灰溶融資源化 (戸塚)	溶融飛灰溶融資源化 (朝日)
500	0	800	50

(7) ゴミ処理フローシート



※ 単位：トン
※ リサイクル残渣：資源物を処理する際に生じる不純物
※ 併せ産廃：一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物

※有事の際は、市外処理施設への搬入があることから、上記フローシートと異なる場合がある。

(8) 処理施設の概要

ア 処理施設

種類	施設名称	所在地	形式及び公称能力	
焼却処理	戸塚環境センター	川口市大字藤兵衛新田290	全連続式	焼却量300トン/日 (150トン/日×2基)
ガス化熔融処理	朝日環境センター	川口市朝日4-21-33	全連続式	焼却量420トン/日 (140トン/日×3基)
破砕処理	戸塚環境センター破砕処理施設	川口市大字藤兵衛新田290	横型回転式	処理量75トン/5時間
粗大ごみ分別	鳩ヶ谷衛生センター	川口市八幡木3-18-11	粗大ごみ	面積464平方メートル
資源化処理	リサイクルプラザ	川口市朝日4-21-33	びん 選別装置	処理量35トン/5時間
			かん 選別圧縮装置	処理量31トン/5時間
			ペットボトル圧縮減容装置	処理量9トン/5時間
			プラスチック製容器包装等圧縮減容装置	処理量20トン/5時間
保 管	リサイクルプラザ (ストックヤード)	川口市朝日4-21-33	白色びん	容積40立方メートル
			茶色びん	容積38.4立方メートル
			その他色びん	容積38.4立方メートル
			飲料かん(鋼製)	容積110立方メートル
			飲料かん(アルミ製)	容積80立方メートル
			ペットボトル	容積382立方メートル
			金属類	面積145.5平方メートル
			繊維類	面積 67.6平方メートル
			新聞紙	容積84立方メートル
			雑誌・雑紙	
			紙製容器包装	
			紙パック	容積48立方メートル
			段ボール	容積32立方メートル
			プラスチック製容器包装	容積84立方メートル
	リサイクルプラザ (鳩ヶ谷ストックヤード)	川口市八幡木3-18-11	再生粗大ごみ	面積40平方メートル
			段ボール	容積300立方メートル

イ 処理施設(委託)

種 類	施 設 名 称	所 在 地	形 式 及 び 公 称 能 力
埋立処理	ジークライト㈱ エコポート最終処分場	山形県米沢市大字板谷字四郎右工門 沢773-1~2	管理型 埋立面積121,786平方メートル
	㈱ウィズウェストジャパン 三戸ウェストパーク	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花 49番1外	管理型 埋立面積 83,200平方メートル
	グリーンフィル小坂㈱	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字杉沢 96-29	管理型 埋立面積 91,400平方メートル
	エコシステム花岡㈱ ①第1処分場、②第2処分場	①秋田県大館市花岡町字堤沢69 ②秋田県大館市花岡町字滝ノ沢82-1	①管理型 埋立面積95,000平方メートル ②管理型 埋立面積45,841平方メートル
広域化処理	野村興産㈱イトム鉱業所	北海道北見市留辺蘂町字富士見217- 1	焙焼処理水銀回収 20トン/日 水銀回収 1,000トン/年
適正処理困難物	㈱エコ計画 寄居エコスペース	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山262	破碎施設 90.0トン/日 焼却施設 90.0トン/日
	㈱エコ計画 嵐山エコスペース	埼玉県比企郡嵐山町花見台12番	破碎施設 28.0トン/日 焼却施設 65.8トン/日
資源化処理	ガラスリソーシング㈱	千葉県銚子市春日町740-1	破碎施設 400トン/日
	㈱築館クリーンセンター・高清水 エコプラザ	宮城県栗原市高清水中の沢25-1	燃え殻・ばいじん造粒固化 257.8トン/10時間
	太平洋セメント㈱熊谷工場	埼玉県熊谷市三ヶ尻5310	生産能力 2,135,000トン/年
	渡辺産業㈱	栃木県日光市町谷1802	焼却灰固形化・破碎 299.8トン/8時間
	メルテック㈱	栃木県小山市大字梁2333-29	処理能力 150トン/日
動物死体	環境さいたま(株)	埼玉県川口市長蔵3-2-2	57kg/h
脱水汚泥	鹿沼化成工業㈱	栃木県日光市猪倉字長久保2151	発酵施設 288m ³ /日
	よりいコンポスト㈱寄居工場	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山352	発酵施設 200トン/日
	オリックス資源循環㈱	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313	溶融施設 450トン/日
一般ごみ	㈱アクトリーR&Dセンター	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3491-1	焼却施設 394トン/日
	オリックス資源循環㈱	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313	溶融施設 450トン/日
	㈱ナリコークリーンセンター	千葉県成田市十余三天神峯214-62	焼却施設 270トン/日
	埼玉県清掃行政研究協議会ごみ処理施設県内協力体制事業による協力団体等の所有施設		

ウ 処理施設(指定)

種 類	施 設 名 称	所 在 地	形 式 及 び 公 称 能 力
木くず破碎	㈱クワバラ・パンぷキン	川口市領家5-14-40	取扱量 5トン/日

エ 処理施設(処理困難物の運搬先)

種 類	施 設 名 称	所 在 地	形 式 及 び 公 称 能 力
処理困難物	㈱クワバラ・パンぷキン パンぷキン・デポ	埼玉県加須市鴻荳380-2	取扱量 6トン/年

2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- (1) 木製等ごみのリサイクルについて
植木等の緑化産業を地場産業とする本市の地域特性を活かし、木質バイオマスの活用を推進する。
- (2) グリーンコンシューマーの育成
グリーンコンシューマー育成のための啓発活動に積極的に取り組み、家庭におけるリデュースとリユースを推進する。また、ごみを出さないライフスタイルの象徴として簡易包装と買い物袋(マイバッグ)持参運動を推進する。
- (3) 食品ロスの削減と生ごみ水切りの推進
本市の食品ロスの実態や家庭でできる食品ロス削減行動等に関する情報提供に努めるとともに、市民団体や事業者等と連携し、食品ロス削減に向けた取り組みを推進する。
市民が自らできるごみの減量のひとつとして実施している生ごみ処理容器の購入補助事業を継続して実施するとともに、「生ごみのひとしぼり運動」を推進する。
- (4) プラスチックによる環境負荷の削減と散乱防止
市民や事業者と連携し、本市内でのプラスチックごみ等の散乱防止の徹底、レジ袋や使い捨てプラスチック等の散乱しやすいプラスチックを使用しない、及びプラスチック類の使用を削減するライフスタイルの促進を図る。
- (5) 事業者に対する働きかけとエコリサイクル推進事業所制度の推進
製品の製造・販売を行う事業者によるリデュースとリユースの取り組みや、店頭回収の促進を働き掛けると共に、エコリサイクル推進事業所の制度について、認定を受けている事業者にとって一層魅力的な制度となるよう検討を行う。
- (6) 事業者に対する排出指導の実施
不法投棄された事業系廃棄物の開封調査及び許可業者が収集運搬した事業系廃棄物の展開検査を実施し、不適正な排出を行っている事業者に対し、適正処理方法を周知し、改善が見られない場合は命令又は勧告等を行っていく。
- (7) 事業系一般廃棄物処理手数料の検討
排出者責任および適正な処理コスト負担の原則に基づき、事業系一般廃棄物処理について、適正な手数料を維持するため、必要に応じて検討を行う。
- (8) 家庭ごみ有料化の検討
家庭ごみの有料化を導入する場合の、本市における導入効果と課題、制度の内容、導入手順、収集のあり方等について、市民生活への影響を考慮しながら、必要に応じて研究と検討を進める。
- (9) 処理困難物の手数料の検討
市の施設での処理が困難な廃棄物について、費用負担の公平性確保の観点から、排出者に適正な負担を求めるため、必要に応じて検討を行う。
- (10) 近隣自治体・県との連携の強化
3Rや適正処理の効果的・効率的な推進、また、災害時・緊急時における迅速な対応のため、定期的な情報・意見交換を充実させるなど、近隣自治体や県との連携を強化する。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

市長が分別して収集するものとした一般廃棄物は、「1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み (4)収集運搬計画 ア ごみ (ア)家庭系廃棄物」における種類及び分別区分とする。

4 市長が特に再生利用を図る必要があると認めるものの指定

(1)市長が特に再生利用を図る必要があると認めるものとして指定するものは、下記の資源物とする。

種 類	分 別 区 分
資 源 物	びん、飲料かん、金属類、ペットボトル、繊維類、新聞紙、雑誌・雑紙 段ボール、紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象品目は下記について実施する。

実施品目：ガラスびん(無色)、ガラスびん(茶色)、ガラスびん(その他の色)、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、段ボール、紙パック、紙製容器包装

(2)市長が再生利用業の指定により認める対象品目は、下記の資源物とする。

指定品目：木くず

5 市長の再生利用の促進のための施策に関する事項

(1) 計画的な廃棄物対策の推進

ア 情報の公開

本市の一般廃棄物の状況について、市ホームページや各種広報紙等により、市民及び事業者へ情報を公開する。

イ 適正処理困難物への対応

爆発性や有害性を有するなど、本市の処理施設では処理が困難な一般廃棄物(適正処理困難物)について、製造・販売事業者による自主回収システムを構築するよう引き続き国及び関係団体等への働きかけを行う。

(2) 意識啓発・まち美化の推進

ア 積極的な啓発活動と情報提供

市ホームページや各種広報紙等により、市民及び事業者が日常的に実践できるごみの減量や再資源化のための取り組みについて積極的に紹介する。

また、子供たちが廃棄物に関心を向け、ごみ減量や3Rに配慮した心や行動を身につけられるよう、感性や価値観が育まれる重要な場である学校と連携し、継続的に環境学習を推進する。

リサイクルプラザは、本市の環境教育・環境学習の拠点として、市民が自らごみ問題を含む環境問題について学習できるようにライブラリーや展示コーナーの充実を図る。

イ 不法投棄・散乱防止対策の実施

不法投棄・散乱防止対策に係るイベント「全市一斉クリーンタウン作戦」及び「川口市ごみ不法投棄監視ウィーク」を実施し、市民意識の高揚を図る。

不法投棄対策としては監視業務・回収業務の委託に加え、市職員によるパトロール、看板の配布・バリアードの設置、問題のある集積所周辺地域に対するチラシの配布等を行う。

散乱防止対策としては、まちの美化を促進するため、川口市まち美化促進プログラム(アダプト・プログラム)への参加を募り、市民の美化活動をサポートする。

6 事業者の再生利用の促進のための取組みに関する事項

条例第17条第1項から第6項までの規定に基づき事業用建築物の所有者に対し廃棄物管理責任者の選任届出、減量計画書の作成、提出を義務づける。

7 市民の再生利用の促進のための取組みに関する事項

- (1) リサイクル家具オークションやリサイクルショップの実施
リサイクルプラザにおける、粗大ごみとして排出された家具のオークション販売やリサイクルショップ事業を継続して実施する。
 - (2) 集団資源回収の促進
地域コミュニティの醸成を目的に、集団資源回収運動を引き続き実施する。
地域住民団体が実施する集団資源回収の普及を図るため、回収団体に補助金を交付する。
補助金の額は、回収した資源(古紙類・繊維類)の重量1kgにつき10円とする。
- | 区 分 | 令和7年度予定量 |
|--------|----------|
| 集団資源回収 | 9,090トン |
- (3) 事業系一般廃棄物の資源化の推進
事業系一般廃棄物の資源化率を向上させるため、事業者が排出しやすい資源回収システムについて検討する。
 - (4) グリーン購入の推進
庁用品及び公共関与事業における再生品の積極的な利用を推進する。
 - (5) 溶融スラグ及び焼却主灰・焼却飛灰の有効利用の推進
溶融スラグの有効利用を積極的に推進する。
処理施設で発生する焼却主灰のセメントや再生砕石への資源化、焼却飛灰の再生路盤材化等様々な方法で有効利用を促進する。
 - (6) 施設内での資源回収の実施
一般廃棄物の処理過程で回収可能な資源は極力回収し、再生利用の促進に努める。
 - (7) レアメタルリサイクル等への対応
希少金属(レアメタル)のリサイクルを推進するため、小型家電リサイクル法に基づき、小型家電のリサイクルを推進する。
 - (8) 使用済みインクカートリッジ回収箱の設置
資源の有効利用を更に推進するため、プリンタメーカーが共同で実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」へ参加し、使用済みインクカートリッジを回収する。

8 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 市が収集する家庭系廃棄物の排出に関すること

- ア 家庭系廃棄物は、指定された方法により指定された日時にステーション等排出場所に排出し、それまでは家庭内で保管すること。
- イ 家庭系廃棄物は、再利用等により排出の抑制に努めること。
- ウ ステーション等排出場所は、清掃する等清潔を保つこと。
- エ 有事の際は、一般廃棄物の発生及び処理状況を勘案し、排出時間を随時決定していくこととする。

(2) 家庭系廃棄物の分別排出に関すること

- ア 粗大ごみの大きさは、一辺が40センチメートルを超える大きさのものとする。
- イ 有害ごみは、透明袋に入れ、「有害ごみ」と表示して排出すること。
- ウ 乾電池については、収集拠点に設置してある専用ボックスに排出すること。
- エ 板ガラス、コップ等の危険なものは、透明または白色半透明袋に入れる又は新聞紙等に包み、「われもの」と表示し一般ごみとして排出すること。
- オ 木の枝は、長さ40センチメートル以内に切り、紐等で束ねて排出すること。
- カ スプレー缶は、振って音のしない状態までガスを使い切り、金属類に分別排出すること。
- キ 自動着火式器具類等の発火する恐れがあるものは、発火する危険が無い状態にしてから排出すること。
- ク 引越等に伴って生じる一時多量ごみは、ステーション等排出場所に排出せずに、排出者自らが廃棄物処理施設に搬入するか、もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理を行なうこと。
- ケ 家庭系廃パーソナルコンピュータ、自動二輪車及び原動機付自転車(部品を含む)、消火器については、製造業者等に引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。
- コ 有事の際は、市外処理施設への搬入があることから、分別方法は搬入先の排出方法に準じて随時決定していくこととする。

(3) 小動物死体の排出に関すること

- ア 犬・猫等動物の死体は、透明袋に入れたのち、段ボール箱等に入れ戸塚環境センター又は朝日環境センターに搬入すること。なお、その中には当該動物死体以外の物を混入しないこと。
- イ 犬・猫等動物の死体は、ステーション等排出場所に排出しないこと。

(4) 事業系一般廃棄物の排出に関すること

- ア 事業系一般廃棄物は、再生利用等により排出の抑制に努めること。
- イ 事業系一般廃棄物は、家庭系のステーション等排出場所に排出しないこと。
- ウ 事業系一般廃棄物を多量に排出するときには、市長の指示により処理すること。
- エ 従業員等の飲食に伴って生じた廃棄物は、本来、個人消費により発生した廃棄物であり、法に「事業に伴って生じた廃棄物」の定義がないことから、従業員等の飲食に伴って生じた廃棄物のうち、本市で再生利用の対象となる飲料かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、一般廃棄物として処理を行うものとする。
- オ 公道等に散乱している廃棄物は、清掃する前から発生していた廃棄物であり、法及び本市条例に規定する廃棄物の定義において、その種類を判断することは不可能である。よって、それらの廃棄物を一般廃棄物とみなし、市もしくは市が委託した者が、市の指定する場所まで収集運搬を行えるものとする。なお、本市で再生利用の対象となる飲料かん、びん、ペットボトルについては、一般廃棄物として処理を行えるものとする。
- カ 店頭回収等による資源物は、本来、市民の消費活動によって排出された一般廃棄物である。よって、再生利用の対象となる飲料かん、びん、ペットボトルについて、事業者が事業活動に伴わず回収した場合に限り、一般廃棄物としての処理を認める。

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること

- ア し尿は、市の委託業者及び許可業者によって収集運搬を行う。
- イ 浄化槽汚泥は、市の許可業者によって収集運搬を行う。
- ウ 便槽は、汲み取り口等から雨水が流入し、若しくはし尿が外部に流出し、又は使用する際に多量の水を使用することのない構造にすること。
- エ 浄化槽の機能に悪影響を及ぼすものを流入させないこと。

- (6) 一般廃棄物収集運搬業(ごみ・粗大ごみ)の許可に係る制限に関すること
事業系一般廃棄物の排出量に大幅な増加がない状況においては、新規許可は行わないこととする。なお、排出量に大幅な増加があった場合は、既存許可業者への影響を考慮した上で、あらためて判断するものとする。
- (7) 一般廃棄物収集運搬業(処理困難物)の新規募集に関すること
一般廃棄物収集運搬業(処理困難物)については、対象とする処理困難物の品目等について、その必要性を精査したのち、処理困難物の区分に品目の一部を例示として指定し、新規許可等の手続を行うものとする。
- (8) 一般廃棄物再生利用業(木くず)の指定に係る制限に関すること
市の施設及び指定を受けた施設において、一般廃棄物(木くず)は十分に処理できているため、新規の指定は行わないこととする。なお、排出量の大幅な変動や本市の方針に変更等があった場合は、改めて判断することとする。
- (9) 一般廃棄物の市域外からの受入れ及び市域外への搬入について
市内への一般廃棄物の受け入れ及び市外への一般廃棄物の搬入について、法第6条第3項に規定する他の市町村と調和を図り、随時、受入れ及び搬入をおこなうものとする。

9 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

一般廃棄物処理施設の整備に関する事項は、次に掲げる事業とする。

事業名
・戸塚環境センター施設整備事業
・朝日環境センター施設整備事業

10 特定家庭用機器廃棄物に関する事項

特定家庭用機器廃棄物は、小売業者又は当該物の収集運搬許可を有する業者へ委託するか、法で定める指定引取所へ個人で搬入すること。

また、収集運搬許可業者は、許可を有する自治体の指定引取場所へ運搬をおこなうこと。

- (1) ふれあい収集に関する事項
単身者で自らが一般ごみ・資源物を集積所まで排出することが困難な高齢者及び身体障害者等の生活支援を目的に、戸別収集を実施するとともに、希望者には安否確認を行う。
- (2) 路上喫煙防止対策の実施
非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる分煙を念頭に置き、路上喫煙の防止による安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保するための対策を次のとおり進める。
ア 駅周辺の人通りが多い場所などの路上喫煙禁止地区指定等
イ 必要に応じた指定喫煙所の改修等
ウ 道路等における喫煙マナー及び環境美化意識向上のための周知・啓発
- (3) 災害発生時の対応に関する事項
「川口市地域防災計画」及び「川口市災害廃棄物処理計画」等に基づき、対応する。
- (4) 集積所への家庭系一般廃棄物の排出時間の指定
集積所への排出時間は、収集当日の午前8時30分までとする。
- (5) 施設事故等有事の廃棄物処理方法及び広域的相互応援等の円滑的な実施に関する事項
市長が有事と認めた場合、廃棄物の排出方法、集積所への排出時間、処理方法及び処理施設の指定等は、市内一般廃棄物の発生状況及び処理状況を勘案し、随時決定する。
また、埼玉県清掃行政研究協議会のごみ処理施設県内協力体制事業等、外部委託処理の実施により、廃棄物処理の安定的な継続を維持する。

(6) 廃棄物を搬入する場合の施設の指定及び受け入れ時間等

種類	搬入受付施設名	形態	搬入受付時間
家庭系一般廃棄物のうち 一般ごみ、有害ごみ及び乾電池	戸塚環境センター 朝日環境センター	自己搬入	月曜日から金曜日まで※要事前電話予約 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
		直営 委託	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
家庭系一般廃棄物のうち 一般ごみ	戸塚環境センター 朝日環境センター	許可	月曜日及び金曜日 午前8時00分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで 火曜日、水曜日及び木曜日 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
事業系廃棄物のうち 一般廃棄物及び併せ産廃	戸塚環境センター 朝日環境センター	自己搬入	月曜日から金曜日まで 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
		許可	月曜日及び金曜日 午前8時00分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで 火曜日、水曜日及び木曜日 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
	朝日環境センター	許可	土曜日 午前8時30分から正午まで
粗大ごみ	戸塚環境センター 鳩ヶ谷衛生センター	自己搬入	月曜日から金曜日まで※要事前電話予約 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
		直営 委託 許可	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
資源物	リサイクルプラザ	自己搬入	月曜日から金曜日まで※要事前電話予約 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
		直営 委託 許可	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
小動物死体	戸塚環境センター 朝日環境センター	自己搬入 委託	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午前11時30分まで 午後1時から午後4時まで
し尿及び浄化槽汚泥	鳩ヶ谷衛生センター	委託	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から正午まで 午後1時から午後4時30分まで
		許可	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から正午まで 午後1時から午後4時30分まで 土曜日 午前8時30分から正午まで

※祝日(「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日)は、受け入れを行わない。(直営、委託(粗大ごみ、し尿を除く)を除く。)

※年末年始の受け入れは別途決定する。

※緊急の場合や、やむを得ない事情のある場合は、別途協議の上、受け入れ時間を決定する。

※鳩ヶ谷衛生センターでの粗大ごみの搬入受付は、家庭系の自己搬入のみ。

※施設事故等による、施設休止中は、受け入れを行わない。

(7) 排出禁止物の例示及びその処理方法に係る市長の指示

条例第23条第1項各号に掲げる市が行なう廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。

区 分	例 示	処理方法に係る市長の指示
有害性のあるもの	工業薬品(塩酸、硫酸、硝酸、クロム等)、印刷インク等	当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。
危険性のあるもの	ガスボンベ類(プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素)、火薬類等	当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。
引火性のあるもの	石油類(ガソリン、軽油、灯油、塗料、シンナー、ベンジン、エンジンオイル、ブレーキオイル等)、自動車用燃料添加剤等	当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。
著しく悪臭を発するもの	現像液等	当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取りを依頼し、適正に処理すること。
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	法第2条第3項の規定に基づき、政令第1条各号で定めるもの	当該物を取り扱っている専門の処理業者等に処理を依頼し、適正に処理すること。
廃棄物の処理を著しく困難にし、または処理施設機能に支障が生じるもの	石、塩ビ管、オートバイ、瓦礫、瓦(日本瓦に限る)、車の部品、コンクリート片、建設廃材、砂、石膏、石膏ボード、洗面台、耐火金庫、タイヤ、太陽熱温水器、断熱材、土、小型耕運機、電動シニアカー、ドラム缶、流し台、農機具、バッテリー(自転車用・バイク用)、ピアノ、ブロック、ベンキ(固形物に限る)、便器、ポウリングの玉、浴槽、レンガ、たたみ(要相談)、冷媒ガス(主にフロン類)入製品	当該物を取り扱っている製造又は販売業者へ引き取りを依頼するか、当該廃棄物の処理業の許可を有している業者へ依頼すること。
特定家庭用機器に指定されているもの及び一般廃棄物広域認定制度により認定されているもの	ユニット型エアコンディショナー、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	当該物を取り扱っている小売業者又は製造業者等、もしくは廃棄物処理業許可業者に引き取ってもらうこと等により、適正にリサイクルすること。
	パーソナルコンピュータ	当該物を生産した製造業者等や、小型家電リサイクル法認定事業者に引き取ってもらうことにより、適正にリサイクルすること。
	自動車	当該物を購入、車検又は廃棄するときに、リサイクル料金を納入し、適正にリサイクルすること。
	自動二輪車及び原動機付自転車(部品を含む)	販売店や指定引取窓口で引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。
	消火器	当該物を生産した製造業者等に引き取ってもらうことにより、適正にリサイクルすること。
	FRP船	登録販売店や指定引取場所でき引き取りを依頼し、適正にリサイクルすること。

(8) 法第5条の7の規定に基づき廃棄物減量等推進審議会を設置する

ア 名称

川口市廃棄物対策審議会

イ 審議会の任務

一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項の審議

(9) 法第5条の8の規定に基づき廃棄物減量等推進員を設置する

ア 名称

川口市クリーン推進員

イ 推進員の任務

- (ア) 廃棄物の減量及び適正な処理の普及啓発に関すること
- (イ) 廃棄物の分別及び排出指導等に関すること
- (ウ) 集団資源回収並びに環境美化活動の指導及び協力に関すること
- (エ) 廃棄物及び再生利用対象物保管場所等の調査に関すること
- (オ) その他市の施策への協力に関すること

(10) 条例第52条の規定に基づき10戸以上の共同住宅等建設者に対し、再生利用対象物及び廃棄物の保管場所の設置と届出を義務付ける。

(11) 条例第52条の規定に基づき既存の共同住宅又は長屋の所有者に対し、再生利用対象物及び廃棄物の保管場所の設置を推進する。

(12) 規則第22条の規定に基づき10戸未満の共同住宅又は長屋の所有者に対し、家庭系廃棄物の集積所の設置を推進する。

(13) 条例第17条第6項の規定に基づき事業用建築物建設者に対し、再生利用対象物及び廃棄物の保管場所の設置と届出を義務付ける。

(14) 条例第28条の規定に基づき規則で定める事業を営む全ての事業者に対し、建物又は敷地内に、再生利用対象物及び事業系一般廃棄物の保管場所の設置と届出を義務付ける。

(15) 条例第51条の規定に基づき規則で定める開発事業者に対し、当該開発事業の完了後に当該区域から生じる廃棄物の適正な処理方法について届出を義務付ける。また、設置完了時及び事業開始時排出方法について報告を求める。

(16) 小型家電リサイクル法認定事業者との連携と協力

小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)との連携と協力により、宅配便を活用した小型家電の回収を促進する。

(17) 脱プラスチックに向けた取組みについて

脱プラスチックに向けた認識を深めるために、本市が提供するうちわはプラスチック製から竹製等に切り替えるなど、啓発用品や記念品等においてプラスチック製品の使用を極力抑制する。また、本市が関係するイベント等では、プラスチック製うちわの提供を自粛するよう、出展者に協力を求める。

(18) 一般廃棄物処理業許可業者一覧

令和7年度一般廃棄物処理業許可業者は次のとおりとする。

ア 一般廃棄物収集運搬業許可業者(ごみ、粗大ごみ)

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	許可項目	家電R	許可有効期限
1	第 01 号	烏川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
2	第 02 号	(有)木村商事	川口市戸塚鉄町5-5	048-296-1567	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
3	第 03 号	(株)神原興産	川口市上青木西5-13-24	048-265-7981	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
4	第 07 号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
5	第 08 号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
6	第 09 号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-294-0794	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
7	第 10 号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
8	第 11 号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
9	第 24 号	(有)金海清掃	川口市西青木3-7-15	048-251-4001	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
10	第 25 号	(株)東運輸	川口市大字西立野758-1	048-298-0011	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
11	第 30 号	環境衛生(株)	川口市大字東本郷1595-6	048-298-2602	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
12	第 33 号	日本環境マネジメント(株)	川口市桜町3-21-31	048-288-7122	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
13	第 34 号	エスシーエス(株)	川口市前川1-26-36	048-262-4140	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
14	第 36 号	(有)杉田商店	川口市大字東本郷263-7	048-283-7590	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
15	第 38 号	(株)十河サービス	川口市戸塚東3-32-9-108	048-297-5711	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
16	第 40 号	(株)高橋産商	川口市戸塚1-4-29-405	048-287-3951	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
17	第 43 号	(株)西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
18	第 44 号	エコロジーク(株)	川口市東大字木曾呂738-1	048-299-9854	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
19	第 45 号	(株)マツモト	川口市榛松2-6-25	048-286-3916	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
20	第 49 号	(株)遠山紙業	川口市柳崎4-7-34	048-269-8618	ごみ・粗大ごみ	○	令和9年3月31日
21	第 51 号	(有)照山商事	川口市本蓮1-18-15	048-284-4974	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
22	第 52 号	(株)東武産興	川口市上青木西1-18-21-801	048-257-4100	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
23	第 60 号	太誠産業(株)	川口市領家1-19-7-A103	048-224-3651	ごみ・粗大ごみ	○	令和9年3月31日
24	第 62 号	銅鉄商事(株)	川口市朝日4-21-38	048-222-4568	ごみ・粗大ごみ	◎	令和9年3月31日
25	第 63 号	(有)KMR	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
26	第 64 号	金山商事(株)	川口市大字安行領根岸1324-5	048-281-7191	ごみ・粗大ごみ	○	令和8年3月31日
27	第 66 号	(株)エムエスティーカンパニー	川口市北園町41-13-101	048-269-7370	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日
28	第 67 号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973	ごみ・粗大ごみ	○	令和7年10月10日
29	第 68 号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311	ごみ・粗大ごみ	◎	令和7年10月10日
30	第 74 号	(株)トベ商事	川口市西立野787-2	048-271-9700	ごみ・粗大ごみ	◎	令和8年3月31日

※家電R欄◎の業者については、許可を有する市外の指定取引場所への運搬可

※家電R欄○の業者については、市内の指定取引場所へ運搬可

イ 一般廃棄物収集運搬業許可業者(処理困難物)

市の施設で処理が困難な家庭系廃棄物の運搬(積替え保管を含む)

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	許可項目	許可有効期限
1	第 1 号	(株)クワバラ・パンがキン	川口市領家5-14-40	048-291-8360	処理困難物	令和9年3月31日

ウ 一般廃棄物収集運搬業許可業者(し尿・浄化槽に係る汚泥)

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	許可項目	許可有効期限
1	第 01 号	烏川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
2	第 07 号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
3	第 08 号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
4	第 09 号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-294-0794	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
5	第 10 号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
6	第 11 号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
7	第 12 号	(有)淡路清掃社	戸田市下前1-4-5	048-441-5766	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
8	第 14 号	宇佐見産業(株)	戸田市笹目7-12-11	048-422-4181	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
9	第 18 号	(有)三和商事	川口市坂下町3-2-9	048-281-1605	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
10	第 19 号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311	浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
11	第 20 号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
12	第 21 号	(株)西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
13	第 22 号	(有)宇佐見商事	川口市大字里532	048-281-1379	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
14	第 23 号	(有)KMR	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月31日
15	第 24 号	鳩ヶ谷環境整備(株)	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-283-5101	し尿	令和7年10月10日
16	第 25 号	神原商事	川口市上青木西5-13-24	048-265-7982	し尿・浄化槽に係る汚泥	令和8年3月30日

エ 浄化槽清掃業許可業者

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	許可項目	許可有効期限
1	第 3 号	宇佐見産業(株)	戸田市笹目7-12-11	048-422-4181	浄化槽清掃	令和12年3月31日
2	第 4 号	(有)三和商事	川口市坂下町3-2-9	048-281-1605	浄化槽清掃	令和12年3月31日
3	第 5 号	(有)淡路清掃社	戸田市下前1-4-5	048-441-5766	浄化槽清掃	令和12年3月31日
4	第 6 号	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311	浄化槽清掃	令和12年3月31日
5	第 7 号	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343	浄化槽清掃	令和12年3月31日
6	第 11 号	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973	浄化槽清掃	令和12年3月31日
7	第 12 号	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502	浄化槽清掃	令和12年3月31日
8	第 13 号	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211	浄化槽清掃	令和12年3月31日
9	第 15 号	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167	浄化槽清掃	令和12年3月31日
10	第 16 号	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-294-0794	浄化槽清掃	令和12年3月31日
11	第 18 号	烏川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383	浄化槽清掃	令和12年3月31日
12	第 19 号	(有)宇佐見商事	川口市大字里532	048-281-1379	浄化槽清掃	令和12年3月31日
13	第 20 号	(有)KMR	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234	浄化槽清掃	令和12年3月31日
14	第 21 号	(株)西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960	浄化槽清掃	令和8年10月10日
15	第 22 号	神原商事	川口市上青木西5-13-24	048-265-7982	浄化槽清掃	令和8年6月30日

(19) 一般廃棄物再生利用業指定業者一覧

令和7年度一般廃棄物再生利用業指定業者は次のとおりとする。

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号	事業区分 取り扱う一般廃棄物	指定有効期限
1	第 02 号	(株)クワバラ・パンぶキン	川口市領家5-14-40	048-291-8360	処分 木くず	令和8年2月28日